別添１

**事業者間遠隔点呼に係る事業先行実施申込書**

令和　　年　　月　　日

国土交通省　物流・自動車局　安全政策課長 殿

**＜事業者①＞**

　　　　　　　　　　　　住所

氏名又は名称

　　　　代表者氏名

（連絡先） 担当者　　　　　　　　　電話番号

**＜事業者②＞**

　　　　　　　　　　　　住所

氏名又は名称

代表者氏名

自動車運送事業における事業者間遠隔点呼の実施を希望するため、下記について記載し、関係書類を添えて申請します。

記

１．事業者①、事業者②の資本関係について（該当するものにレを記入してください。）

　　□　資本関係あり（100％未満）　　□　資本関係なし

親会社と完全子会社の場合や完全子会社同士の場合は本事業の対象外となります。

２．事業の種類について該当するものひとつに○をつけてください。

　　一般貨物・特定貨物・特定第二種貨物利用運送・一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客

３．遠隔点呼を行う営業所・車庫等の名称、所在地（住所）、遠隔点呼に用いる機器・システムの機器名称。（複数の営業所で実施する場合は、営業所ごとにご記載ください。）

|  |
| --- |
|  |

４．遠隔点呼を行う営業所の運行管理者・補助者数、運転者数、保有車両台数（複数の営業所で実施する場合は、営業所ごとにご記載ください。）

|  |
| --- |
|  |

５．実施期間

　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

　　※開始希望日は各募集期間の最終日から１か月以上先の日付をご記入ください。期間は最大１年となります。

６．遠隔点呼の取組意義（点呼の確実性向上や、労働時間の削減等、本事業により期待されることをご記載ください。）

|  |
| --- |
|  |

７．遠隔点呼の実施が困難な状態となった場合（遠隔点呼に用いる機器・システムの不具合、停電等）における安全確保体制

|  |
| --- |
|  |

８．宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

　□　実施要領の記載事項を遵守します。

別添２

**遠隔点呼に係る管理受委託許可申請書**

令和　　年　　月　　日

●●運輸局長 殿

**＜委託者＞**

　　　　　　　　　　　　住所

氏名又は名称

代表者氏名

（連絡先） 担当者　　　　　　　　　電話番号

**＜受託者＞**

　　　　　　　　　　　　住所

氏名又は名称

代表者氏名

自動車運送事業における遠隔点呼に係る管理の受委託の実施を希望するため、下記について記載し、関係書類を添えて申請します。

記

１．委託者、受託者の資本関係について（該当するものにレを記入してください。）

　　□　資本関係あり（100％未満）　　□　資本関係なし

親会社と完全子会社の場合や完全子会社同士の場合は本事業の対象外となります。

２．事業の種類について該当するものひとつに○をつけてください。

　　一般貨物・特定貨物・特定第二種貨物利用運送・一般乗合・一般貸切・一般乗用・特定旅客

３．遠隔点呼を行う営業所・車庫等の名称、所在地（住所）、遠隔点呼に用いる機器・システムの機器名称。（複数の営業所で実施する場合は、営業所ごとにご記載ください。）

|  |
| --- |
|  |

４．遠隔点呼を行う営業所（受託者）の運行管理者・補助者数、運転者数、保有車両台数（複数の業所で実施する場合は、営業所ごとにご記載ください。）

|  |
| --- |
|  |

５．実施期間

　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

　　※開始希望日は各募集期間の最終日から１か月以上先の日付をご記入ください。期間は最大１年となります。

６．遠隔点呼の取組意義（点呼の確実性向上や、労働時間の削減等、本事業により期待されることをご記載ください。）

|  |
| --- |
|  |

７．遠隔点呼の実施が困難な状態となった場合（遠隔点呼に用いる機器・システムの不具合、停電等）における安全確保体制

|  |
| --- |
|  |

８．宣誓事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

　□　実施要領の記載事項を遵守します。

９．添付書類

・管理の受委託契約書

・自己点検表

・事業先行申込書及び事業承諾通知

**【別添３　モデル契約書】**

**遠隔点呼に係る管理の受委託契約書**

○○株式会社（以下「甲」という。）及び△△株式会社（以下「乙」 という。）は、道路運送法第35条もしくは貨物自動車運送事業法第29条に基づき、甲が経営する旅客もしくは貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務の範囲）

第１条 甲は、甲の○○営業所（複数ある場合は全ての営業所を記載、以下「甲営業所」という。）の業務のうち、業務前及び業務後点呼の実施並びに当該点呼の実施記録及び保存に係る業務（以下「受委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（事故発生時の責任）

第２条 受委託に係る点呼（以下「受委託点呼」という。）を受けた甲営業所の運転者が交通事故を起こした場合、当該交通事故の対応は、被害者間の損害賠償も含めて、甲が行う。

２ 前項の場合、甲は、乙の過誤により生じた損害については、乙に求償する権利を有する。

（委託料）

第３条　甲は乙に対し、受委託業務に要する費用及び管理の報酬（以下「委託料」という。）を支払う。なお、委託料の金額、支払時期等については別途定める。

（受委託点呼実施者等）

第４条　受委託業務は、乙の△△営業所（複数ある場合は全ての営業所を記載、以下「乙営業所」という。）の運行管理者及び補助者が行うものとする。

２　甲は乙に対し、受委託業務の対象となる運転者又は特定自動運行保安員（以下、「運転者等」という。）の名簿をあらかじめ提出しなければならない。また、当該運転者等に変更があった場合、甲は、速やかに変更した名簿を乙に提出しなければならない。

３　乙は前項の規定に基づき甲から提出された名簿の運転者等に対し、適切に受委託業務を実施できるよう十分な数の受委託業務の実施者（以下「受委託点呼実施者」という。）を確保しなければならない。

４　受委託業務の実施については、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第266号）第５条を満たす機器を使用して行うこととし、機器の導入、管理にあっては甲及び乙のそれぞれの責のもとに行う事とする。

５　受委託業務の実施場所については、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第266号）第６条の施設及び環境の要件を満たし、また、第７条に定める遠隔点呼機器の運用上の遵守事項を遵守する。

（緊急連絡体制表の提出）

第５条　緊急時の連絡を円滑に行うため、甲は、あらかじめ緊急時の連絡体制表を乙に提出しなければならない。また、当該体制表が変更となった場合、甲は、速やかに変更した体制表を乙に提出しなければならない。

（受委託点呼実施者の権限等）

第６条　受委託点呼実施者は、甲営業所の運転者等に対し、受委託業務を遂行するために必要な指揮命令権を有する。

２　受委託点呼実施者が受委託業務を的確に遂行する上で甲に対し行う助言について、甲は十分に尊重しなければならない。

（受委託業務の調査・管理）

第７条　甲は乙が受委託業務を適切に行っているか否かを確認するため、甲及び乙の間で電磁的に共有される点呼記録簿等の確認を日々行うとともに、定期的に調査を行うことができる。この場合において、甲は、当該調査に必要な限度において、受委託業務の視察、受委託点呼の実施者への質問等を行うことができる。

※　調査の方法については、例示である。

２　甲は前項の調査により、是正するべき事項を見つけたときは、乙に当該是正するべき事項を申し入れなければならない。

３　乙は前二項の規定に基づき甲が行う調査等に協力しなければならない。

（再委託の禁止）

第８条　乙は、受委託業務を第三者に委託してはならない。

（契約期間）

第９条　本契約の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

（契約の終了）

第１０条　甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに相手方に連絡しなければならない。この場合、乙は速やかに本契約の終了に係る手続きを行わなければならない。

　（１）　第７条の規定に基づく調査の結果、乙が適切に受委託業務を行っていないことが判明したとき

　　（２）　甲営業所又は乙営業所のいずれかが、道路運送法第４０条もしくは貨物自動車運送事業法第３３条の規定による行政処分（許可の取り消し又は事業停止処分に限る。）を受けたとき

　　（３）　次条の規定により、契約を解除するとき

（契約の解除）

第１１条　甲又は乙が次の各号のいずれかに該当することになった場合、その相手方は、催促その他の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

　　（１）　破産、特別清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続きの申立てを受け、又は自ら申し立てたとき

　　（２）　第三者から差押さえ、仮押さえ、仮処分、強制執行若しくは競売申立て、又は公租公課滞納処分を受けたとき

　　（３）　解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき

　　（４）　自ら振出し又は引き受けた手形、小切手が不渡りになる等支払いが停止されたとき

　　（５）　相手方が本契約の各事項に違反したとき

　　（６）　相手方に重大な過失又は背信行為があったとき

　　（７）　その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

（秘密保持及び個人情報の管理）

第１２条　甲及び乙は、本契約に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また、受委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

２　　甲及び乙は、受委託点呼を受ける甲営業所の運転者に係る個人情報について厳格に管理を行わなければならず、また、受委託業務に必要な範囲を超えて、これを使用、提供等してはならない。

（契約の履行）

第１３条　甲及び乙は、信義に基づき誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項並びに契約内容及びその履行に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定する。

２　　甲は委託する業務内容を変更する必要が生じた場合は、十分な時間的余裕を持って、乙と協議する。

別添４

**自己点検表**

**＜委託者＞**

　　　　　　　　　　　　住所

氏名又は名称

代表者氏名

（連絡先） 担当者　　　　　　　　　電話番号

**＜受託者＞**

　　　　　　　　　　　　住所

氏名又は名称

代表者氏名

　本事業の趣旨を理解した。

　本事業に関わる従業員（運行管理者等）への教育・訓練等を行うための体制を確保した。

本事業に係る情報は、やむを得ない場合を除いて原則公表されることについて了承した（個人情報については、個人が特定できない形で取り扱う）。

　委託者と受託者間において、運行管理者等の個人情報の取扱いに関して双方で合意を得たうえで、関係者以外が閲覧できないなどの策を講じた。

　対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第266号）第５条を満たす機器を導入している。

　対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第266号）第６条を満たす施設、環境が整っており、第７条に定める運用上の遵守事項の内容を理解した。